

平成27年9月定例会 環境対策特別委員会(付託)

平成27年10月7日(水)

〔委員会の概要〕

庄野委員長

ただいまから、環境対策特別委員会を開会いたします。(10時33分)

直ちに、議事に入ります。

本日の議題は、当委員会に係る付議事件の調査についてであります。

付議事件につきましては、お手元に御配付の議事次第のとおりであります。

まず、理事者において、説明又は報告すべき事項があれば、これを受けたいと思います。

【報告事項】

○次期・自然エネルギー立県とくしま推進戦略(仮称)の素案について(資料①②)

○平成27年度指定管理者の応募状況について(資料③)

高田県民環境部長

一点、御報告させていただきます。お手元に配布しております資料1の1を御覧ください。次期・自然エネルギー立県とくしま推進戦略(仮称)の素案についてでございます。県におきましては、平成24年3月に自然エネルギー立県とくしま推進戦略を策定し、太陽光発電をはじめ、自然エネルギーの導入を積極的に推進してまいりました。その後、接続保留問題の発生、電力システム改革の進展、固定価格買取制度の見直しに加え、国がエネルギーミックスにおいて、2030年の自然エネルギー比率の目標、22から24パーセントを示すなど、自然エネルギーを取り巻く情勢は大きな変革のときを迎えているところであります。

そこで、太陽光はもとより、風力や小水力など、多様な自然エネルギーの導入に取り組むため、この度、具体的な数値目標などを記載した次期・自然エネルギー立県とくしま推進戦略(仮称)の素案を取りまとめたところでございます。詳細につきましては、お手元の資料1の2を御参照いただければと存じます。

今後、県議会での御論議をはじめ、パブリックコメントを通じて、県民の皆様から、広く御意見をお伺いし、成案を取りまとめ、次期定例会に御報告させていただきます。推進戦略を策定してまいりたいと考えております。報告事項は以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

楠本県土整備部副部長

県土整備部から、一点、御報告させていただきます。指定管理者の応募状況についてでございます。お手元の資料2を御覧ください。県土整備部におきましては、旧吉野川流域下水道について、7月31日付けで県のホームページに募集概要を公表するとともに、希望者に対し募集要項等の配布を行いました。また、8月中旬に現地説明会を開催するなど、指定管理者の公募に必要な手続を、順次、行ってまいりました。去る9月24日をもって、申請書類の受付を終了し、1団体の申請がございました。今後、指定管理候補者選定

委員会における審査を経て、12月定例会において、指定管理者の指定議案を御審議いただき、指定管理者を選定いたしたいと考えております。以上でございます。御審議のほど、よろしく申し上げます。

庄野委員長

以上で報告は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑をどうぞ。

上村委員

今、理事者のほうからお話がありました次期・自然エネルギー立県とくしま推進戦略、仮称ですけれども、これをざっと見る中で、国が2030年の自然エネルギーの電力自給率の目標を22から24パーセントとしている中で、本県が37パーセントの目標を掲げたというのは本当に評価をしたいと思います。環境省の委託で民間のシンクタンクが試算を取りまとめていますけれども、平均的な中位なケースで、2030年に再生可能エネルギーの電源比率が大体31パーセントぐらいになるだろうと報告されていますけれども、徳島県は本当に恵まれた自然エネルギー源の可能性があると思いますので、37パーセントとしてもむしろ控えめだと思いますけれども、まずはこういった目標を掲げたということは歓迎できるものだと思っております。自然エネルギーの導入が進むことによって地域の産業が活性化されて雇用促進の効果も上がってくるのではないかと期待しているところです。計画をざっと昨日見させていただいたんですけれども、2030年時点で風力発電で2億5,000万キロワットと、現在の6倍も発電量を増やす目標となっていますけれども、これはどんな取組でここまで持っていくのか、概要を分かっていたら教えていただきたいと思います。

谷本自然エネルギー推進室長

委員から2030年の風力、2億5,000万キロワットというような電力量に対して、どのように取り組むかということでの質問でございます。この風力につきましては、現在、徳島県に導入されている風力、さらに計画されている事業、それから今後、洋上風力とか、そういったものの進出が見込まれるので、そのあたりを見込んだ数字で表しております。

上村委員

洋上風力については、昨日お聞きをしたら、いろいろ制約があるということですが、例えばどんなふうな仕組みになるのでしょうか。

谷本自然エネルギー推進室長

洋上風力につきましては、風力全般なんですけれども、リードタイムが非常に長いというふうなことがありますので、今、国に対して規制緩和などを提言しておりますし、現在、東北とか九州のほうでも風力発電について実証実験とか積極的に進めておりますので、そのあたり、うちの県も積極的に取り組んでいきまして、風力発電の容量を増やしていきたいと考えております。

上村委員

最終的な案は2月議会に出てくるんですかね。この審議について、どんな方が審議に参加されているのかということをお聞きしたら、審議員の氏名と役職とか公表されていたんですけども、この環境に関しては、徳島県の温室効果ガス排出量の状況というのが、今年の5月に2012年度算定結果というのが公表されていますけれども、3年ぐらいたって出てくるのかなと思いますけれども、この環境に関して、温室効果ガスの排出量の削減は非常に大きな問題と思うんですけども、これ3年ぐらいかかって結果が出るというのはなぜなのでしょう。その辺の仕組みも教えていただきたいと思うんですけども。

藤本環境首都課長

上村委員から、温室効果ガスの排出の現状が3年ほどたっているということですが、現状では、2012年度の部分が出てきているわけですが、確かに、普通に考えれば古い数字ではないかというようなことも思われるかもしれませんが、県内幅広くいろいろな業種、産業部門ですとか家庭部門、それから事業所の部門とか、いろいろな部分の電力使用量ですとかエネルギーの使用量等々を調べることになりますので、それらの統計資料等が出てくるのに何年かかかりますので、タイムラグが出てきているような状況でございます。

谷本自然エネルギー推進室長

上村委員から、案が2月議会に出てくるのかという御質問だったかと思います。今、手元の資料1の1のほうで、3番目に今後のスケジュールという所で書かさせていただいているんですけども、今議会で議員の方からいろいろ意見を頂いた上で、10月中旬から11月中旬にかけてパブリックコメントを実施いたします。それから11月下旬から12月上旬にかけて自然エネルギー立県とくしま推進委員会に案を諮りまして12月議会に案を提案させていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

上村委員

ネット上では、1回目2回目の審議会の概要というのは出てたんですけども、3回目は中身が公表されていないんです。これは何か理由があるのでしょうか。

谷本自然エネルギー推進室長

2回目までホームページ上に載っているが、それ以降は載っていないというお話だと思います。3回目以降、具体的な議論を委員から頂いておりませんので、ホームページ上に出してないといった状況でございます。

上村委員

ということは、また今後ホームページ上に載せる可能性があるということですか。

谷本自然エネルギー推進室長

9月29日にこの素案、今、お示しさせていただいているんですけど、委員会に諮りま

したので、そのあたりも含めて、今後、ホームページにアップさせていただいて、県民の皆様に見ていただこうと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

上村委員

待っております。

それと、いろんな自然環境に関するの委員会というのがあるんですけども、廃棄物処理施設専門委員会というのも設置されているんですけども、平成25年度に2回開催してはありますが、前後、ずっと開催もされてなくて、委員名も審議内容も非公開というふうにはホームページ上に出されてるんですけども、何がどんな形で話し合われてるのか全く分からないんですけども、今、第4期の廃棄物処理計画策定に向けて、第3期の廃棄物処理計画の総括が行われていて、この概要が12月議会に出されるとお聞きをしたんですけども、この委員名も審議内容も全く非公開なんですけども、一方で、この自然エネルギー立県とくしま推進戦略については、推進員の名前も公表されているんですけども、なぜこのように審議委員会によって公開とか非公開とか、扱いが違うのかというのを教えていただきたいんですけども。

河崎環境指導課長

ただいま、上村委員から、廃棄物処理施設設置専門委員会についての御質問を頂きました。廃棄物処理施設設置専門委員会につきましては、廃棄物処理施設の設置計画が立ち上がったとき、その内容の適否について審査するようなところでございます。そういったところでございますので、その審査内容について、個々の委員さんが、どのような御意見をお出しになったかということにつきましては、対外的に公表していないところでございます。その発言内容、忌たんのない御意見を頂くという観点でございますので、その氏名につきましても公表しておりません。

それともう一点、第4期徳島県廃棄物処理計画につきましては御質問を頂きました。現在の計画は第3期の計画でございますけれども、これは5年目を迎えております。5年に1回の、これは廃棄物処理法に基づく法定計画でございますので、来年の4月1日以降に適用される5か年の計画を、現在、策定に向けた準備作業を進めておりました。専門委員の方々につきましても御意見を頂戴したりパブリックコメントを行ったりと、それから各市町村とも密接に関係しますので、市町村の御意見も頂戴したりしながら策定を続けてまいりたいと考えておりました。現時点でのスケジュール感でございますけれども、先ほど、委員のほうからお話ございましたけれども、次回の委員会の中で、大体の方向性につきまして御報告した上で、2月議会に上程いたしまして、御審査を頂きたいと考えております。

上村委員

忌たんのない意見をもらうために非公開にしているとされたんですけども、ネット上で、審議委員会をしていると言いながら、その氏名や審議内容を非公開ですと書かれると、非常に様々な臆測を呼んで、かえって揚げ足を取られやすくなるのではないかなあと危惧しているんです。開かれた会議にするということでも、非常に県民の生活に密着した問題

ですから、一方では、自然エネルギーのことに關しては、ちゃんと公表もされているのに、廃棄物処理計画とか、そういうことについては非公開というのはちょっと承服しかねるなあとと思います。それと、先ほど、廃棄物処理施設設置専門委員会は設置計画が立ち上がったときだけ開かれるということですがけれども、平成25年度に2回開催されていますけれども、これはそういう計画があったということですよ。例えばどんな所に設置計画があったんでしょうか。

河崎環境指導課長

平成25年度にそういった計画が立ち上がって、だから開催されたのかということにつきましては、そのとおりでございます。平成25年度の開催内容につきまして、手元に資料を持ち合わせておりませんので、後ほど御報告をさせていただきたいと思ひます。

上村委員

報告を是非よろしくお願ひします。いろんな審議委員会がありますけれども、法的に公開しなくてはいけないという義務がないものもあると思うんですけれども、ホームページに上げる以上はできるだけ公平に扱っていただいて、県民誰が見ても分かるようにしていただくのがいいんじゃないかと思うので、意見として申し上げておきたいと思ひます。

それと、いろんな道路が造られていて、次々と便利になっていってるんですけれども、その中で、私もいろんな相談を受けるんですけれども、一番困っている問題の中に、道路整備に伴う苦情というのがあるんです。周辺住民の環境保全の問題にもなるので、ちょっとお願ひをしておきたいと思うんですけれども、具体的には、相談された箇所の方々のこともあるんですけれども、特に道路が新しくできて、前後に説明会はあるということですがけれども、予想していなかったような振動とか、そういうものが日常生活を壊していくということで、一旦道路が造られてしまうと、環境が悪化したときに、元に戻すというのは大変なことで、なかなか解決をしていないことが多いと思うんですけれども、その辺の環境評価だとか、後々、住民の方から苦情が出た場合にどんな対応を取っているのかということをお聞きたいと思ひます。

椎野まちづくり創生担当室長

ただいま、上村委員から、道路整備についての環境評価等について御質問を頂きました。道路整備につきましては、一般的な話としまして、一般国道などにつきましては環境影響評価法によりまして、環境影響評価というものを行うということになっております。それから、県道等につきましては、徳島県環境影響評価条例というものが平成13年から施行されてございます。この中で、対象となりますのが、4車線以上かつ事業区間が7.5キロメートル以上、こういったものにつきましては対象事業ということでございまして環境影響評価を実施するということになっております。7.5キロメートル以下のものにつきましては、5キロメートル以上事業区間があるものにつきましては第2種事業という位置付けになりまして、これにつきましては、まず環境影響評価を実施するかどうかという判定をまず行いまして、評価すべきということになりましたら、環境影響評価を行うという形でやっております。

それと、工事が終わりました、後から苦情が出るような場合、こういった形で対応するのかということでございますけれども、それにつきましては、現状の調査というような形で、騒音振動調査というのを実施することがございます。

今、私どものほうでやっております東環状線なんかにつきましては、住吉あるいは城東町のほうでの騒音振動調査というのを実施したところでございます。その振動調査を行いまして、その結果に基づきまして、その状況に応じまして適切に対応してまいるということになっております。

上村委員

ということは、振動調査も既に行っているということですね。どんな結果が出たかということはまた個別に教えていただけるのでしょうか。

椎野まちづくり創生担当室長

上村委員からの御質問でございますけれども、実際に現在、東環状線関係のことで御相談を頂いているというふうにお聞きをしております。その東環状線の関係ですと、先ほど申し上げましたとおり、住吉、城東町のほうでの調査をいたしまして、その結果といたしましては、環境基準を満たしている状態であったと聞いております。

上村委員

この件については、また個別にお伺いをしたいと思いますのでよろしくお願いします。

河崎環境指導課長

先ほど、上村委員から御質問のありましたことにつきまして判明いたしましたので、この際、答弁をさせていただきたいと存じます。平成25年度の廃棄物処理施設設置専門委員会の開催状況について、先ほど御質問がございました。この委員会につきましては、先ほど、第4期徳島県廃棄物処理計画の策定と併せて御質問を頂いたのですけれども、第4期の計画の策定と直接関係するものではございません。この設置専門委員会につきましては、廃棄物処理施設を設置しようとする方がいらっしゃるときに、その設置計画について審査するものでございますので、第4期の計画の策定についての審議は、また別の委員会で行うこととなります。そして、平成25年度でございますけれども、平成25年度につきましては、現在、三好市にございます明和クリーンという民間最終処分場、こちらの3期計画といたしますか施設整備についての御審査を頂いたところでございまして、あと、もう1施設、民間事業者による産業廃棄物処理施設についての審査も行ったところでございまして、これで2件ということでございます。

樫本委員

水資源の確保、そして河川環境の改善についてお伺いをいたしたいと思っております。今定例会の我が会派の代表質問におきまして、丸若議員から早明浦ダムの再編事業に対する知事の姿勢についての質問がございました。この知事答弁の中で、過去の分水に端を発した吉野川の水問題の一つとして、水なし川となった銅山川の環境改善、これを知事は上げてお

りました。

私、先日、シルバーウィークの9月22日でございますが、この状況について調査をいたしました。まず高速道路で新宮まで行って、新宮から降りて、影井堰、新宮ダム、そして柳瀬ダム、そして最後に富郷ダムを見てまいりました。その後、高速道路、これは元のほうに戻らず、愛媛側の高速道路に降りて、そして四国中央市を通りながら早明浦ダムのほうに行って帰ってきたと、こういうルートで調査をいたしました。その中で、銅山川の影井から始まる銅山川の上流にかけての堰、新宮、柳瀬、富郷ダム、これから放流されている水の量を見てきました。銅山川を下流からずっと見せていただきました。ほとんど水が流れておりません。影井堰は0でした。徳島に向けての放流量は0。新宮ダムも0。柳瀬も0。そして富郷も0でございます。これは大変なことだなど、徳島の水はないはずだ、吉野川に水はないはずだと、大変気になったところでございます。

一方、愛媛では、四国中央市では大王製紙を中心とする製紙工場が一滴の水の心配もなく工場が操業しておりました。大変羨ましいなあとは思いました。これは徳島の權益に非常にマイナスだと、こういうふうに感じたわけでございます。いわゆる水なし川となった銅山川、この愛媛分水について、このようになった経過を説明いただきたいと思っております。

古井河川整備課副課長

ただいま、委員のほうから銅山川が水なし川になった経緯についてということで御質問を頂きました。銅山川には昭和28年に完成いたしました柳瀬ダムをはじめ、新宮ダムや富郷ダムなどが設置されておまして、こうしたダムから愛媛県の四国中央市のほうに分水がされております。本県から愛媛県への分水につきましては、昭和11年以降、昭和33年に締結されました第5次までの分水協定、この分水協定を引き継いだ昭和41年策定の吉野川総合開発計画などによりまして、分水される量が規定されており、現在の分水の構図が出来上がったのは、この吉野川総合開発計画でございます。吉野川総合開発計画での協議では、第5次分水協定により確保されておりました下流への責任放流は、当時、銅山川で新たに計画されておりました新宮ダムで愛媛県側に分水する代わりに早明浦ダムが肩代わりするという方針が取りまとめられまして、昭和41年6月の計画策定によりまして完全分水の計画が確立されたところでございます。その後、昭和50年10月に新宮ダムが完成いたしまして、洪水時を除く全ての水量が本県には流れなくなりまして、これにより、ダムから下流、吉野川合流地点までの約12キロメートルの間で水なし川同然という形になったところでございます。

樫本委員

経緯については分かりましたけれども、そうしますと、銅山川が本県河川区間で水なし川同然となった原因、これは愛媛分水にあるわけですね。徹底的に、三つのダムと一つの堰で完全に止められて、それが愛媛で有効に活用されておると。電力としての活用、工業用水としての活用、農業、それから林業と、こういうふうにも多面的に活用されていると。基本的には全て徳島に、全て吉野川に流れてくるのが、徳島の県益になるのが当然なんですね。既得權益ですこれは。これを愛媛に取られているわけですね。そこで、非常にこのように銅山川は河川環境が悪くなった。この解消に向け、これ黙っておったということは

ないと思うんですね。この改善について、どんな行動を取られたのか。県は今まで、どのような運動をして、国に対して、また四国の他の3県、特に愛媛に対して、この窮状をどのように訴えてこられましたか。

古井河川整備課副課長

委員のほうから、銅山川が水なし川になったことに対して、県はどのような対応を取ってきたのかという御質問を頂きました。銅山川につきましては、先ほども申しましたが、昭和50年の新宮ダム完成によりまして完全分水されて、それ以降、水なし川同然となったわけでございますけれども、まず、昭和58年に柳瀬ダムの上流に建造されておりました富郷ダム建設に当たっての同意手続の中で、国に対しまして、この建設により銅山川の分水が更に強化されることになるため、銅山川を浄化するための施設整備を求める意見書を提出するとともに、その後の国からの意見聴取では、河川環境を抜本的に改善するための河川維持流量の確保を強く求めてきたところでございます。これを受ける形で、平成13年4月の富郷ダム完成に併せまして、新宮ダム下流の河川環境の保全を目的とした影井堰^{せき}、貯水容量が22万トンでございますが、この堰が整備されまして、これを原資とする河川放流が開始されたところでございます。この流量は、毎秒0.042トンと少量で、増量が可能な場合でも毎秒0.17トンの放流しか認められず、さらに、原資が確保できない場合は流れないなど、決して満足できる流量は確保されていない状況でございます。

また、平成22年度からは、国や水資源機構とともに、富郷ダムの洪水調節容量の一部に貯留水をため置き、それを原資としてあらかじめ設定した水量や時間で放流する銅山川ダム群弾力的運用による放流実験の取組、水質をはじめとする環境改善の効果を検証してきたところでございます。この放流実験は、昨年度までに8回実施されまして、地元住民の代表や関係自治体などが参加する銅山川の河川環境を考える懇談会での議論を踏まえまして、平成27年度、今年度から最も効果が現れた放流方法による試験運用に移されたところでございます。こうした河川環境への取組は少しずつ進められているものの、まだまだ十分な河川流量が確保されていないことから、引き続き、更なる放流量の増加に向けて取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

樫本委員

平成13年から、影井堰^{せき}から、いわゆる河川維持流量として0.042トンというような、42リットルで吉野川の、それから銅山川の河川環境を維持することができますか。42リットルといたらバケツ2杯分ですよ。できるわけがない。皆さんこの問題どない思います。これでいいのか。42リットル。これ0に等しい。こんなんでは吉野川の河川環境を守れませんよ。徳島県民をばかにしとんとちがうかこれ。そして、この冒頭に、先ほどおっしゃいました次期自然エネルギー立県とくしま推進戦略について、国の目標が22から24パーセントに自然エネルギーをするという中で、徳島県では37パーセント、13パーセント上回るという計画を出している。これ非常にハードルを上げて、この目標に近づいていくということはいいことですよ。これには風力や水資源、多様な自然エネルギー、太陽光をはじめ、風力、小水力とあるんですが、これ小水力にも貢献できない、こんなんではね。徳島は全国一の河川水量を持っているんですよ。毎秒2万2,000トン、全国一です。那賀川は1万

1,000トン。全国一、利根川よりも大きい。この水量を持っておりながら極めてお粗末。もっと水資源を活用した事業がたくさんできるはずですよ。今、日本の化石燃料の輸入は一年間に20兆8,000億円です。中東をはじめ、産油国から輸入している原油を材料としている化石燃料の輸入額は20兆8,000億円、国家予算の四分の一から五分の一やね。とんでもないお金で輸入しているわけですね。そして国際収支の悪い点がここに出ている。水資源をもっと活用すればこんな解決できて、もっと富が増えますよ。可処分所得、ものすごく増えますよ。こういったことも考えると、この問題、この水資源をもっと大切せないかん。他県ばかり応援したらいかん。まずは徳島県から。既得権益を吉野川をはじめ、那賀川、この水は徳島県のもので。もっと水を大切にさせていただきたい、私はそう思っております。これまでのお答えをちょっと。どう思うか。

古井河川整備課副課長

榎本委員のほうから、徳島の資源をもっと大事にしたらどうかというふうな御質問を頂きました。銅山川につきましては、先ほども申したとおり、水なし川同然となって水が流れないという状況でございまして、環境放流というのもやられているところでございますが、先ほど、42リットルということで、毎秒42リットルですので、家庭の風呂に入れると5秒で満杯になるんですが、これは河川にしてみたら全然足りない量というところでございます。それから、銅山川につきましては、先ほども申しましたけれども、新宮ダム完成以降、銅山川の堰^{せき}の放流量につきましては早明浦ダムで肩代わりするということになっておりますけれども、それにつきましても渇水時に早明浦ダムが枯渇して利水機能を失った場合も、本県では吉野川総合開発計画以前の第5次分水協定、維持流量については新宮ダムから流すということですが、そちらのほうの考えに戻るべきであるとの考えでございまして、これまでに渇水において銅山川に放流されたということもございませんので、このようなことを全部含めまして、以前から国や愛媛県とは協議しておりまして、今回、早明浦ダム再編事業の幹事会が開催されましたので、その幹事会の中でも、今回の早明浦ダム再編事業に併せまして、これらの水問題についても不退転の決意を持って解決に取り組んでまいりたいと考えているところで。

榎本委員

銅山川の水の問題について、愛媛分水による利水の結果、銅山川から吉野川のほうへ流れてくる水量については、河川維持水量を確保するために、早明浦ダムが補完するということになったんですよ。ところが、早明浦ダムも僕行きましたよ。確認してきましたよ。高知分水はどんどん出して、発電もできてましたけどね。その時の水量が多分90パーセントぐらいあったと思う。9月22日現在ね。これまた後で調べてください。これ一滴も吉野川に流れてきてませんよ。銅山川からは出てこない、早明浦からは出てこない、国土交通省や他の3県はうそばかり言っているのか。水一滴も出てなかったよ。写真は写します。これはとんでもない話やね。よっぽど怒らないかんこれ。うその協定してもいかんねこれは。どう考えてますか。

古井河川整備課副課長

委員のほうから、早明浦ダムから水が出てなかったという御質問を頂きましたけれども、吉野川の水につきましては、池田ダムから、香川分水とかございますけれども、池田ダムで徳島のほうへの水とか香川への水をコントロールしておりまして、池田ダムのほうにたまっている水を利用しております。その中で、池田ダムの水位が下がってくれば早明浦ダムから水を出すというふうな形をやっておりますので、時間帯によれば早明浦ダムも水が出てないときもあるという状況でございます。で、あそこも一応発電所ありまして、そちらのほうで水のコントロールはしておりますので、その時間、水が必要ないときには出てないという状況もあるかと思えます。

樫本委員

それで、今度は池田ダムの話、早明浦が出てない場合は池田で出るから大丈夫だというニュアンスの話だったかと思うんですが、池田ダムのその時の水量を調べました。毎秒25トンです。大河吉野川に25トンの水では、河川維持水量になりません。25トンといいますと、吉野川は歩いて向こう側に渡れる、そのくらい。それであの日本で最大の河川の吉野川ね、河川維持水量は守れませんよ。これ確実に香川分水、池田から、香川のほうは早明浦の満杯と一緒にだけの量の水を持ってるんです。香川だけは利水、何の心配もない。既得権益を最大に享受できる徳島県がいつも困っている。そういう河川、水管理をしているんです、県や国土交通省は。これは改めてもらいたいね。この水はしっかりと活用できるように、一年間平均して流れるような活動をしてもらいたい。県南では那賀川の渇水によって、製紙工場の増設の話も、徳島で終わって苫小牧にいった。水資源がどっさりある徳島で、なぜこんなことが起こるのか。行政しっかりせないかん。議会もしっかりせないかんとは思っております。これからはしっかりと、この反省を踏まえて頑張ります。杉本委員も頑張ってくださいよ。

(「頑張るとる」と言う者あり)

コメントがあったら、反論があったら。

楠本県土整備部副部長

今、樫本委員のほうからいろんなお話、それから現地を見られて。私も早明浦ダムに行っただけでまいりました。その中で、やはり過去の歴史、銅山川、それからもう明治初期から江戸からのいろんな歴史というのがございます。それも勉強させていただきました。それで、やはり川というのは、いろんな活用から、それからやはり災害も起こすと。徳島県は、やはり一番にそういった被害、災害も受けております。その中で、川とともに、いろんな活用、これは農業から、林業の運搬から、漁業とか、いろんな活用ということで、歴史もござります。

委員おっしゃるように、今、早明浦再編の問題が出ております。そこで徳島県として、過去の歴史と、現在の状況、それから将来どうなるかと、しっかりと将来の我々の子供たちにどう引き継いでいけるかということをしかりと、いろんな方の、もちろん議会の先生方の応援も頂きながら、御意見も頂きながら、県民に広く御意見も求めまして、まずは皆さんに徳島の川と、資源とか歴史というの勉強しながら、しっかりと徳島の県益というのを守るためにしっかりと努めてまいりたいと考えております。

樫本委員

これからの取組姿勢についてお話がございました。今回の交渉、早明浦ダムの再編事業に向けての協議、これが最後のチャンスとと思ってくださいよ。今までのように、2回も3回もだまされて、そのままずっと黙っておるといのはいかん。これ思いっきりやってくださいよ。この再編事業の中でしっかりと徳島の訴えを、協議を簡単に了承したらあきませんよ。議会もちゃんと見させてもらいますからね。オープンにして、交渉の経緯はその都度報告してください。これ約束できますか。

楠本県土整備部副部長

今、お話ございましたように、この問題というのは、県行政から県民、それから議会、一丸となって交渉に当たるということが必要でございますので、そういったいろんな経緯、情報というのはオープンにして、広く協議をさせていただきたいと考えております。ただし、交渉というのがございますので、ある点につきましてはタイミングとかございますが、基本原則はいろんな方の御意見、思いを込めた交渉ということで、広く御意見を伺いながら進めていきたいと思っております。

樫本委員

この早明浦ダム再編事業を通じて、徳島の水資源がしっかりと守られるように、そして徳島県の経済が再生し、地方創生が実現できるように、これは大きな問題ですから、しっかりと取り組んでいただいて、今日はここで置きます。

杉本委員

まず、最初にお礼から。先般、私の部落の猟銃事故がございました。隣の人が隣の人を撃ってしまうということでした。環境課のほうで適切に、そしてまた迅速に処置をしていただいたことに対して、まずもってお礼を申し上げたいと思っております。

私ども、小さな部落で、高齢者がもたれ合って暮らしているような世界でございます。大変なショックでございまして、しかし、ようやく最近になって生活を取り戻してきたかというような感じでございます。有り難いとは思っている次第でございますが、たしか、撃たれたほうの奥さんの御主人が、撃ったほうの人に鉄砲をあげてたんでないかと。私も猟をしております、御主人が、我々よりも十歳ぐらい年が上で、親分でございました。当時、ブローニングの5連発という銃は大変高い。七、八十万円するような銃で、それを私も欲しくて、もらいたかったんですが、隣の、撃ったほうの人も同級生で、あげる時に、しっかりと鹿や猿を捕ってくれよということで渡したということがあったと思っております。正に悲劇のお話でございました。

そこでお伺いしたいんですが、銃の最盛期が40年代ぐらいでなかったかと思うんですが、その時と比べて今はどのくらい減少しているんでしょうか。

小椋生活安全課長

銃につきましては、今、委員からもありましたように、狩猟免許の取得をしてたとか狩

猟登録された方のピークが昭和53年でございまして、その当時、6,500人ほどの狩猟者がおられまして、そのうち、8割超えて、銃の方がほとんどという時代でございまして、現在は、逆に2,800人ほどが狩猟免許を持っておって、登録をしているんですが、そのうち、1,400名、約半数ほどが銃で狩猟する方ということで、かなり激減をしております。

杉本委員

年齢別、20年前ぐらいからの差で結構ですから、20歳代の人、幾らぐらいいるか。かなり高齢者になってきているんでないかと思うんですが。

小椋生活安全課長

ちょっと過去のことは、今、資料の手持ちがないんですが、最近ですと高齢化率が、平成10年には60歳を超える方が37パーセントということでした。ここ一、二年を見ますと、60歳を超える方が71パーセント、逆に30歳未満の若年者の方につきましては、ここ最近では約1パーセントしかいないという状況で、かなり若者のほうが減っております。

杉本委員

数字から見ますと、猟銃での有害鳥獣駆除は難しくなってくるのではないかという気がするんですがどうでしょうか。

小椋生活安全課長

確かに、猟銃を持つ方が減ってくることによって、狩猟での確実に仕留めるという効果、そういうものがこれから弱くなると、実のところ私も危惧しております。一方では、銃を持つには当然ながら費用もかかったり、安全対策、それから難しいところもあるので怖くてやらないという方もおられますんで、最近ではわな免許のほうを取る人が多いんですが、ただし、それでは、やっぱりいのししとか大型のものを捕ったときに、最後に仕留めるときに人力で、刃物で刺すとか、たたくとか、そういうので、けがをしそうになって怖い思いをした方というのがありますので、今年度より、狩猟者の育成確保対策ということで、若者に銃のほうにも関心を持ってもらって免許を持ってもらおうということで、そのための講習会ですとか、それから銃の免許を持って3年程度の若い、経験の浅い方を特に中心に、猟友会とも連携しまして、銃の射撃の訓練ですとか、それからより実践的に狩猟ができるように、フィールドでの実施と一緒に同行して、銃の捕獲技術を学ぶというんですか、そういうところも合わせることによって、やはりこれから若い人にも狩猟に関心を持っていただいて、なおかつ狩猟をすることは社会貢献にもつながるということで地域につながるということで、そこで人づくりを進めていきたいと考えているところでございます。

杉本委員

勉強会をしていただいているということかな。

私の部落に、今、4丁あるんです。一人、当然なくなりましたので3丁。この間、初めて気が付いた。これほど減るとは思わなかった。私が銃を持っていた時は50名ぐらい持っていたと思うんですね。これが今、4丁になって、一人問題が出ましたから。そうすると、今、

部落のテーマになっておりますのは、あとの2丁。奥さんと孫が、「じいちゃん、もう持つのやめ」と、「鹿や撃つことない、かわいそうでないか」と言われたそうで、多分この二人は辞めると思います。なぜかという、この二人は奥さんに弱い。もうできんと思う。相談にきて、「もう嫁はんと言われて言われてノイローゼになった」、「孫がきて泣くんでどないしたらいい」と。しかし、やめられたら、もう猿の社会になる。あと一人残っているのはこれ本家玄人さん。なので、猿とかいったら、もう優雅にやってくれというぐらい。玄人だから犬もええの持っている。そうするうちに、うちには鉄砲がなくなってしまう。猿がし放題になる。わなにもたまにはかかりますよ。御存じのとおり、鹿が一番かかりやすいのかな、今、くくり。後のは、いのししとかでも賢いですよ。なかなか上手には入ってくれませんよ。お猿もだんだん学習してきている。簡単に捕まってくれるようなのはいません。そうすると、お猿の社会に入っていくかな仕方がない。

どんなことになってきているかという、私の家の墓地が、家の裏山から20メートルぐらい上にある。そこに鹿がきて、冬場がきたら子供を連れてきて、ぬくいので、そこで生活を始めて、周辺の畑へ出ていけるもんだからちょうどいいと。墓地なので、撃った人に、捕っておいてくれよと言ったら、いつの間にか捕ってくれてた。墓掃除に行ったらひるが大量にいて、それがひつついてくる。なので、墓参りに行く者がいない。私だけが行っている。長靴履いて、かっぱ着て、薬付けて行かないと仕方がない。なので、最近、うちのほうで、道路縁に墓ができてるのをちよくちよく国道縁に見えるでしょ。あれはどうしてかと言うと、墓地に行くのが嫌なので、寄せ墓しよる。こういう状況になっている。

随分前の話になりますが、かもしかの特別保護区を作るという話があって、林業者の代表で私は行った。海部の宿舎に行って、四国4県から40名ぐらいの人が集まって、そして話をした。どこに決めるかと。あれ天然記念物ですから、当時の文化庁の課長が、四国4県から保護の代表がきてますから、食害は絶対にありませんと朝の10時から夕方の5時まで言っておった。私、今思い出して、賢いなあと思ったのは愛媛県の県庁の人。かもしかは一匹もおりませんと言った。発言権が弱いのは香川県。林野面積が少ないから黙ってた。高知県の代表は国有林からきていると。私は事務屋ですから現場は知りませんとの答えだった。うまいこと言ったねと。なぜそうかと言ったら、愛媛県は一匹もいないと言ったから保護区はなしだ。高知県は事務屋がきてたから分かりませんと言ったからこれもなし。徳島県だけ駄目だった。それで、その時に、私は弁当箱にかもしかのふんを持って、文化庁の課長にこれで調べてくださいと、絶対、杉、ひのきの繊維が入ってるはずだと、最後、夕方の5時頃に駄目詰めたら、一瞬シーンとして。この後、文化庁が言ったのが、実は、200種類ぐらいの植物を食べているんです。杉、ひのきも食べますと、ですから保護区を作るんですと、こういう話だった。言ってることと違うでないかと胸を張ったんですけども、大失敗だった。後で一杯会があった。私にはビールの一本もなかった。誰もついてくれなかった。自前でつぐのはつらいですよ。結局、保護区できてますか。

小椋生活安全課長

かもしかの保護管理計画で保護区を作ろうというのが、昔、現在も空白地が徳島県と高知県の区域がそうなんです、現在も指定はされておられません。空白地のままとなっております。

杉本委員

ビールついでくれなかったので腹が立って、絶対保護区は作らさないというのが私の今までの考えです。

これとよく似たのが徳島県の日本鹿。40年の終わりぐらいから随分と鹿が増えてきた。造林しておる者から、ここがやられたというのが出てきた。その時に、環境審議会、えらい人がたくさんきて、私どもは雌鹿を捕らせてくれと、雄だけでは増えて仕方がないでないかというような話をして、その時に、鹿の雌を捕ったら人間でないような言い方をされて、結論的にはそうならなかったと。これは本会議でも質問をさせてもらったと思います。その時の知事答弁が、共生の時代。共生というのはある程度、言葉も通じたり、法律も一緒だったり、生活習慣、宗教観あたりは一緒のものを持ってなければ、なぜ共生できるのかと。猿や鹿と共生なんてできるかと。たまにきゅうりを盗んでいってる猿が、「奥さんすまん、ほなちょっと100円でも置いとくわ」と、「ただぼっかりですまん」ぐらいの気持ちを持っててくれなければ、そんなのとどうやって共生していけるのか。これを共生の時代。どこで共生ぞと、げらげら笑おうかと思ったけど、あほかと思ってやめた。しかし共生って入ってるよな、今のも。

小椋生活安全課長

私も実は委員に、一緒に暮らせるわけないだろ、共生はないだろと、昔、お叱りを受けたこともありまして、現在は、共生をするのでなくて、人の生活と鳥獣の生活が混在してきて、その中で農作物被害、林業被害とか、それから生活被害も出るものにつきましては、やはり当然ながらこのあつれきを解消するというところで、出てきたものについては駆除、そして、全く生活圏と離れたものについては、あつれきのない所ということで、そこについては、そのまま自然の生物多様性を構成する一因でありますので、現在は、あつれきを解消しつつ、人と自然が調和するという形に、まとめ直していただいているところでございます。

杉本委員

よく分かりました。共生はないですよしかし。

動物愛護法、しっかりできたと思っております。しかし、これってヒステリック的な、我々からしたら。私どもが犬を飼うっていうのは、動物との生活の境界を作るために犬を飼うんですね。しかしこれは、愛玩犬の法律やね。愛玩犬を大事にするという、それだったら牛や馬も動物愛護法に入れてあげないとかわいそうで仕方がないのではないかと思うけれども、私どもの小さい時の犬の飼い方というのは、一生懸命大事にしようと思って、学校から帰ってきて、父親に、「お父さん、犬がおらん」と言っても、父親から、「魚捕りに行ったわ」と言われたら、大体川に沈められて殺されとったと、そんな世界だった。それが、最近はとてもしうはいかん。放し飼いやとてもしさせてくれないし、自分で殺すなんていったら騒動というようなことが。あれ犯罪なんですよ、自分で殺したら。

篠原県民くらし安全局長

今、動物愛護法の中で、動物を殺すということがどういうことかということで、動物の虐待という位置付けには、理由なき処分というのは虐待に当たるかと思います。

杉本委員

虐待したと言われるだけか。罰金とかそういうものはないのか。

篠原県民くらし安全局長

罰金の整理もされております。今、書類がございませんので、幾らかというのはお答えいたしかねます。

杉本委員

たしか罰金刑もあると思います。

私ども、もう60年も前になりますが、当時は造林が始まった時代ですから、山林の被害というのはうさぎだったんです。鹿じゃなかった。うさぎだったんです。うさぎの尻尾を学校へ持っていったら、たしか5円くれた。子供の時分は、うさぎはかなり楽しかったんです。たしか島田委員のおじいさんが小学校の校長でして、私、頂いたところですよ。うさぎ追いというのが楽しみで、くくりで捕って持っていった。だったんですが、造林が30年から40年に入った時分に本格的になって、うさぎの被害があつて、うさぎって、面白いのは、植えた杉やひのきを食べるんでないんですね。明るる日、かみ切つてずっと並べていくんですね。そして、ひょっと気が付いて、返してある木と苗木とを接いでみたら、食った分がものすごく少ないんですね。これ食用でないでないかと気が付いて、動物学者に聞いたら、あれ歯が伸びるんで、ちょうどいいものをかじりたいんだと。ねずみと一緒にすね。ねずみがたんすの隅をかんだりするのは、たんすの隅がおいしくて食べてるのと違う。歯が伸びるので。それと同じですと。しかし、一晩で何千本と返つてるときがある。これはどないしようもないなと思つて、その時分は鉄砲たくさんありましたので、犬のいいのを探す。アメリカへ、米系のビーグルを探しに行きました。カリフォルニアだったと思うんですけども、当時は一頭が七、八十万円したんかな。高かったですよ。それで、子供をはらませて、そして買って帰つた。そしたら、五、六頭産みますので、一匹が10万円ぐらいで売れますから。よくできてますよ、世の中は。2回ほど行ったのかな。そしてビーグルを入れて。日本の犬と違って、捕れるまで追いますから。しかし、その中にも、5頭生まれたら5頭ともが優秀とは限らないんですね。2割から3割は殺さな仕方がない。動物愛護法では罰金を取られる。けど、飼えと。殺さしてくれない、実際は。しかし、そうしてやってきたんですけども、最近のうちのほうの犬も同じです。我々、四国犬と呼んでますけど一緒です。それも殺させないと、飼えんです。部落のいい犬同士がいたら、それを掛け合わせたら優性遺伝で良くなっていきますけれども、どんどん最近では犬の質が落ちてきていると。犬を飼つて、やっている人らもそう言つてる。出来が悪くなつたと。というようなことですから、動物愛護法を変えてくれとは言いませんけれども、何とかしていただきたいというのが今の状況です。

次に話を変えます。林業のほうに話がいきますが、10年後には60万立方メートル、皆伐でなければとてもこんなにはできないと思う。そうしますと、造林する、その跡地、伐採

跡地をどうやって鹿の被害から守るか、この間、ちょっと計算してみたら、約10億円要るんですね、網を張るだけで。これにどう対応していくのかお答えいただきたい。

阿部林業戦略課長

ただいま、杉本委員のほうから伐採跡地の植栽、特に鹿の被害の対応をどうするかということでございます。現在、鹿の被害、これ防護なんですけれども、柵を張り巡らす、又は木にチューブを掛ける、こういう取組をやっておりまして、こういう中で、経費につきましては、造林事業という補助事業の中で、一部は支援をさせていただきながら、地元の負担も頂きながら取り組んでいるところでございます。

こうした中、一つは膨大な、今、委員おっしゃいましたように、60万立方メートルになりますと、今の生産量の約倍になりますので、その対策自身も倍になるかというふうには考えているところでございます。それにつきましては、一つは、予算的なものにつきましては、予算の確保に努めることが重要であるとは考えております。また、併せまして、今の防除の方法につきましても、より効果的、効率的なものがないかと、こういう実証とか研究にも取り組んでいきたいと考えているところでございます。さらには、林業生産性の向上を目指しまして、所有者の負担も今よりは少しでも多く収入が得られるような形にさせていただきながら、森林所有者が伐採をして、植栽できるような形に少しでも近づけるような取組を進めてまいりたいと考えております。

杉本委員

花粉症にならない種を造林すると言って、張り切っているんですけれども、それよりも先に、鹿のほうをどうにかしてください。12月にきちっと質問をさせていただきます。それまでに組み立ててくれると。

私から、林業者、山林所有者に、木を切ってくれと言えますか。言えないだろう。再生可能などと言って、産業なんて言えないだろ。鹿の餌作りますという話になるでないか。立ち上がりがないんですよ。それでもあなた方は60万立方メートルの計画をしとると。ぼろぼろになりますよ、山は。

私も20年ほど前に30ヘクタールほど造林しましたが、鹿の金網を張って、見回りに行ってもらったら、鹿が3頭中においてなかなか外に出て行ってくれんぞと言われて。中で寝てるやつを囲ってしまった。

日本鹿の癖の悪いのは、皮を剥ぐんですよ。皮が剥がれた木は、何年かしたら表面に皮はできてきますけれども、中は腐ってしまうんですよ。分からずに、ずっと大きくしないと仕方がない。これ、用材にはなりませんよ。そんなことになりますから。確かな方法で、林家が自信を持って造林ができるような施策を考えないと、共生とかいうのはないですよ。もう一遍言うておくけど、共生とかいうのはないですよ。ちゃんと人間が植えた木をかじりませんという誓約書でも出させてくださいよ。

もう一つ質問をさせていただきます。これは短めにいきます。木質エネルギー。山というのは、枝葉まで取り出したら、すごく山がやせるんですよ。私どもとしたら、木質バイオマスの工場がきてくれるというのは、たちまち、木が売れますから、これは有り難いんですよ。しかし、次の林を作ろうとするならばですよ、ものすごくやせるんですよ。

徳島県の阿讃山系の山は、藩政時代から木炭、松炭の生産地として成り立ってきたんです。しかし、あまりにも取り過ぎたばかりに、花こう岩ですから、すごくやせてしまって、そして土砂が流出して、天井川になって、たくさんの治山事業、古い時代から、明治の時代からやってきておると。あれは、^{こりき}樵木林業と言いますけれども、取り過ぎたんですよ。^{こりき}樵木林業ならまだよかったですけれども松炭ですからね。根絶やしに取り過ぎた。その結果、すごくやせすぎて裸山になってしまって土砂が流出して水害が広がった。それに対応するのにしたと。

我がほうもそうなんですよね。海部から以南の河川、山林であったら堆積土、堆積岩ですからある程度復帰しますけれども、吉野川の奥のように緑泥片岩や花こう岩であればやせる一方になりますから、復帰がものすごく遅いです。

例えばこんな例があるんです。我がほうでいうと、過去の林道がなかった時、木馬や流送で木材を出した時には、ある程度太さがなければ採算に合いませんから、山にたくさんの残さを残してきた。ですから後の造林がすごく早かった。私どもの時代になった時には、林道がある程度でき、それから架線で集材するようになって、^{ぼたかく}運材集材するようになって、そうなりますと、売れない木まで売れた。当時、コンクリの端太角やいう、覚えておいでの方もいるかも分かんけれども、あれに幾らか出て、末口が十二、三センチメートルの木まで売れたと。それで取り過ぎたと。後、造林しても木ができなかった。ゴルフ場の、誰が持ってきたか分かんけれども、窒素のものすごく多い肥料を持ってきて、まいて、これは結構、これはこれでできた。木材単価も高かったし採算が合った。しかし、困ったことには、あれは水に溶けて流れた。ダム関係者だったら御記憶があると思いますが、長安口のダムで赤潮が出たというのは森林肥料です。御記憶のある方おいででしょ。あれ森林肥料。森林組合はもうかった。あれが出したので。

ですから、私は、木質バイオが反対というのではありません。基本的にはしていただいたら大変有り難い。しかし、考え方の中には、後をどうするかということをしちっと、これ林野庁の技術屋さんにも聞いても一つも言わない、この頃。前は言って言ってしてたのに。阿部課長さんそうでしょ、答えて。

阿部林業戦略課長

ただいま、木質バイオマスへの材料供給というところで、全ての木を持っていくと、やはり山のほうの維持、また今後の植栽におけるいろんな問題点が出るということは過去から地元の林業者の方々からも言われている内容でございます。県といたしましても、今後、バイオマスエネルギーへの材の供給に当たりましては、そういう影響があるかどうかということも検証しながら、どこまでであれば出せることによって利益が得られるか、こういうことにつきましてもしっかりと検証をしていきたいと考えております。

杉本委員

12月、これも注意して、納得するだけの答えを作ってください。これ全国ですよ、林野庁の指導が今、バイオ、バイオ言って、抜けてますから。きちっと林野庁とも相談して。流れを作らないと、山に火をつけて燃やしてるのと同じことになってるんですよ。これ本当に。残さは残さでないんですよ。次の世代の肥料になるんですよ。ですから、残さは新

しい木に変わっていくわけですから。山では残さが残るほど、次の木に生きていくということですよ。先ほど言ったように、森林肥料、窒素リン酸カリの肥料をまいたら、一雨で全部川に流れてくる。ですから、そこをよく分かっていたいただいて、きちっとしていただきたいとお願いして終わりたいと思います。

庄野委員長

6月議会は何も言いませんでしたけれども、少しだけ、大気汚染物質のPM2.5のことについてお聞きしたいと思います。私、昨年、九州のほうにも随分研修、視察に行つて、PM2.5の状況を、説明を聞いたり、対処の仕方をお聞きしたりしてきました。昨年の状況は、中国の状況も非常に、報道で見ると、スモッグがすごくて、空気清浄機を背負って自転車に乗ってる人もいるぐらいでして、その影響がかなり徳島県にも来る可能性があるし、きていた状況もあるんです。情報によれば、学校の現場でも、外に出るのを中止したり、外で遊ぶのを控えたり、そういうふうな現状もあつたりして、かなり議会でも質問をしたりしておつたんですけれども、最近、余り情報というのを聞かないんですけれども、最近の中国の状況なり、それから毎日調べて報道していただいていると思うんですけれども、最近の現状について少しお聞かせいただきたいと思います。

上岡環境管理課長

ただいま、庄野委員長から、PM2.5の現況ということで御質問を頂いております。先月、昨年度の大気測定結果を公表いたしました。まずこのPM2.5の環境基準というものを満たすためには、長期基準としまして年平均値が1立方メートル当たり15マイクログラム以下と、それからもう一つ、短期基準として、日平均値が1立方メートル当たり35マイクログラム以下という、この両方をクリアする必要があります。その結果、平成25年度は5局中5局、環境基準が未達成だったんですが、平成26年度につきましては、10局の中で2局が達成という状況でございます。

なお、先ほど、委員長もおっしゃいました健康に対する問題点ですけれども、国は健康影響の未然防止ということで、注意喚起のための暫定指針というものを設けております。これは、日平均値で1立方メートル当たり70マイクログラムということですが、本県におきましては、昨年度も暫定指針の超過はございませんでした。なお、環境基準の達成がなかったということは事実なんです。状況としましては、例えば年平均値が15のところは15.8であったとか、それから日平均値が35のところは36.9であったとかいう、ちょっと超えているような状況でございます。それと、全体の傾向としましては、中国は現在も高濃度が出てくるんですけれども、日本としましては減少傾向です。本県におきましても、平成25年度と平成26年度を比較しましても、長期基準の数値も5局中4局下がっているとか、日平均値については全て下がっているというふうなことで、全体的には改善をしているような状況ではないかと考えております。

庄野委員長

分かりました。PM2.5がかなり言われた時に、観測地点も大分増やしましたよね。それで、PM2.5の状況、大気汚染物質ということで、今大分減少してきているということ

が分かったんですけれども、いろんな観測地点を増やした中で、大気の観測ってそれだけじゃなくていろいろしていると思うんですけれども、放射能も含めていろいろしていると思うんですけれども、特に、現在で気を付けなければいけないような現状というのはありませんか。

上岡環境管理課長

県内の大気汚染状況につきましては、測定局舎のデータを電話回線でつなぎまして、テレメータシステムというもので観測しております。その中で、PM2.5につきましてもリアルタイムで出しますし、あと光化学オキシダント等につきましても出しております。ただ、光化学オキシダントによる注意報につきましても平成20年8月に注意報発令以降ございません。PM2.5につきましても、注意喚起の発令もございません。大気としましては両方を注視して行って、今後も監視を継続して行って、もし濃度が上がる場合があれば、速やかに報道とか、それからすだちくんメールによる注意喚起とか、ホームページ公表とかマスコミ資料提供とか、迅速に対応していきたいと考えております。

庄野委員長

あと一点、鳴門のれんこん畑の付近、こうのとりも現在鳴門に飛んできて、代表質問でも申し上げましたけれども、れんこんの農家さんが非常に困っておるのが、外来種と言われるミシシippアカミミガメ、言わば幼少の頃はミドリガメと言われて売られておった、それが屋外に出て、自然繁殖をして、今はどこの川を見ても、うちの近くの多々羅川でもそうでありますけれども、いっぱいおります。特に被害が大きい鳴門市のれんこんの辺りで、県の職員の澤田さんという方、れんこん博士で、NHKのテレビにも出て、れんこんの現状を言ったりしておりました。その方が、ミシシippアカミミガメの駆除の仕方についても報道はされておったんですけれども、今の、外来種、ミシシippアカミミガメの捕獲の状況とか現状とか、それから大事なものは、決して外来種を捨てないという啓発が私は大事だと思うんですけれども、そのれんこんの状況について、駆除の状況とか、どのくらい捕まえて、どのくらいおるのかということとは把握はされてますか、ちょっと教えていただけますか。

谷農村・鳥獣対策担当室長

鳴門市のれんこん産地のミシシippアカミミガメの捕獲の状況について、まずお答えしたいと思います。平成21年度ぐらいから、茎がかみちぎられている、新芽が食べられているなどの被害の報告が寄せられまして、それ以降、生産者に対するミドリガメの生態とか捕獲わな、これは市販のかに籠を使っておりますが、その講習会の開催などをしまして、捕獲の活動に取り組んできております。県、地元JA、生産者、鳴門市と連携した駆除活動によりまして、この8月末現在で、平成24年度から全部で7,767匹を捕獲しているということでございます。これらの活動の結果、捕獲された亀の平均体重が平成24年度に比べて小さくなっている、平成24年度は719グラムあったものが、平成26年度には627グラムになっていることや、生産者へのアンケート、それから被害が甚大であった農家への聞き取りを行いましたところ、捕獲を行った水路周辺ではミドリガメを見かけることが少なくな

ってきている、あるいは食害がなくなっているという意見が多く寄せられてきているというふうに聞いております。今後も、れんこん被害を低減するために、生息密度を下げるということが重要であるということから、生産者、JA、鳴門市と連携して、ミドリガメの駆除に取り組んでいきたいと考えております。

庄野委員長

分かりました。亀は、多分自然の中で繁殖しているんですよね。だから、多分、子亀もいっぱいいて、それが食われなかったものが大きくなりよるんだと思いますけれども、一度、外来種を自然の中に放してしまうとそういうふうなことが起こるということで、非常に、いろんな所でも、アライグマであったり、カミツキガメであったり、被害が非常に出てきておって、駆除するのは非常にお金もかかるし人手もかかるし時間もかかるということで、困っておりますんで、そういう啓発を、これミシシippアカミミガメだけでないんですけれども、啓発活動みたいなものもやっぱりこれからどんどんやっていって、そういう被害から農家さんを守ったり、従来からの生態系といいますか、古来の生物が絶滅にならないような方策を今後上げていっていただきたいなということを申し上げて終わります。

ほかに質疑はございませんか。

(「なし」と言う者あり)

以上で質疑を終わります。

これをもって、環境対策特別委員会を閉会いたします。(12時07分)